

令和 5 年 2 月 2 7 日

○規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 3 号

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 号中「をいう」の次に「。第 2 5 条において同じ」を加える。

第 2 5 条中「契約書」の次に「又は当該事項を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 5 項に規定する措置が講じられたものに限る。以下この条において同じ。）（次条及び第 2 7 条においてこれらを「契約書」という。）」を、「これを」の次に「書面又は電磁的記録により」を加える。

第 2 7 条中「仮契約書に記載しなければ」を「仮契約に係る契約書に記載し、又は記録しなければ」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 2 8 日から施行する。